



高齢者世帯等の雪に関する各種制度をご紹介します

## 高齢者世帯等の屋根の雪下ろし費用を助成します

福祉政策課 佐藤

**助成額** 屋根の雪下ろしにかかった費用の2分の1  
(上限額1シーズン25,000円/上限額に達するまで申請可能)

**助成対象** ※年齢は令和4年3月31日現在  
原則として次の①～③の要件すべてに該当するかた

① いずれか

- ・65歳以上のかたのみの世帯
- ・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたのみの世帯
- ・子どもが18歳以下の母子世帯

②市内に住所を有し、一戸建て住宅(自己所有)に居住

③同一建物の居住者全員が今年度の市民税非課税

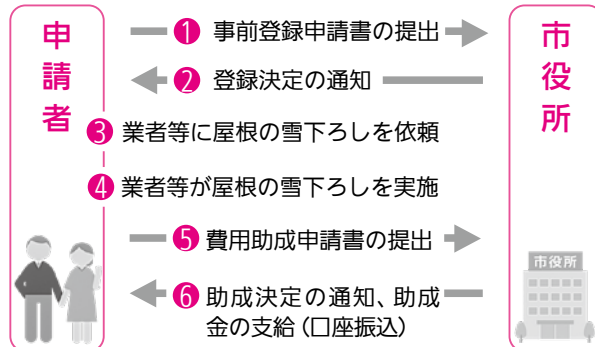
**助成対象外** 生活保護世帯/間口除雪の費用/個人のうち、親族が実施した屋根の雪下ろし費用/居住していない建物の屋根の雪下ろし費用(空き家、店舗)/車庫、物置のみの屋根の雪下ろし費用/登録決定日以前に実施した屋根の雪下ろし費用

### 豪雪のときは助成上限額や助成対象を拡充 (市が豪雪対策本部を設置した場合)

- ・上記①～③に該当する世帯の助成上限額を5万円に引上げ
  - ・上記①②に該当する市民税課税世帯も対象とし、豪雪対策本部設置後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1(上限額1シーズン25,000円)を助成
- ※事前登録が必要です。  
登録は豪雪対策本部の設置前から可能です。



申請の流れ ※毎年度、事前登録が必要です。



### 事前登録 ① に必要なもの

- ・事前登録申請書(市ホームページにも掲載)
- ・障がい者手帳(お持ちのかた)
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

### 費用助成申請 ⑤ に必要なもの

- ・助成申請書(②登録決定の通知時に郵送)
- ・申請者本人の口座情報が分かるもの
- ・雪下ろしを行う前と後の写真
- ・領収書等の写し
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

**申請窓口** ・駅前庁舎4階 福祉政策課  
・浪岡庁舎1階 健康福祉課

**申請期間** 11月15日(月)～令和4年3月31日(木)  
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

詳しくは、お問合せください。

問福祉政策課 (☎017-734-5313)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1134)

## 除雪ボランティア募集中!



ひとり暮らしの高齢者や障がい者などにとって、除排雪や屋根の雪下ろしは、とても困難な作業です。青森の冬をみんなで乗り越えるためには、地域の力が必要です。除雪ボランティアにチャレンジしてみませんか?

### ボランティアポイント制度とは?

地域を支える新たな担い手の育成や確保のための制度で、対象事業のボランティア1時間につき1ポイントを進呈し、貯めたポイントを商品券やバスカードと交換できます。高齢者世帯等の雪処理支援活動も対象となります。ボランティアの登録方法や募集地区など、詳しくは青森市ボランティアセンターまでお問合せください。

～ボランティアをしたい人と、募集したい人をつなぐ～

### 青森市ボランティアセンター

本町四丁目1-3 青森市社会福祉協議会内

☎017-723-1340

青森市ボランティアセンター

検索



HP <http://www.aomoricity-shakyo.or.jp/volunteer/>

## 浪岡地区 高齢者世帯等 冬期除雪サービス

自宅玄関から公道までの除雪を援助します(利用者負担：1時間200円)。

問浪岡振興部健康福祉課  
(☎0172-62-1134)

対象 65歳以上のかたのみの世帯(全員が当該年度の市民税非課税、浪岡地区に親族が居住していない)

申請窓口 浪岡庁舎1階 健康福祉課  
申請締切 12月28日(火)まで

必要なもの 代筆の場合は申請者の印鑑(認印)



## 青森地区 ボランティアによる 雪処理支援

間口除雪・屋根の雪下ろしの支援を行います。

問青森市社会福祉協議会 (☎017-723-1340)  
福祉政策課 (☎017-734-5313)

本支援は、ボランティアの申込み状況により対応できない場合があります。



要件	間口除雪 (福祉の雪対策事業)	屋根の雪下ろし (屋根の雪下ろし奉仕活動) ※積雪1mを超えた場合に実施
対象世帯 (いずれかに該当)	75歳以上のかたのみの世帯/身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯/要介護3~5認定のかたのみの世帯	65歳以上のかたのみの世帯/身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯/子どもが18歳未満の母子家庭
住居	一戸建て(借家可)	自己所有の一戸建て
収入	世帯全員が市民税非課税	低所得
親族	居住または隣接する町会に3親等以内の親族が居住していない	市内に親族が居住していない
相談先	居住の地区社会福祉協議会へ	地区担当の民生委員へ

### 市税等のお知らせ

#### ●市税等の納期限

今月分として納めていただく市税等の納期限は次のとおりです。

#### 【11月30日(火)納期限】

①市・県民税(普通徴収分) 第4期分

②国民健康保険税(普通徴収分) 第5期分

③後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第5期分

④介護保険料(普通徴収分) 第5期分

⑤児童保育負担金(保育料) 第8期(11月)分

⑥市営住宅使用料11月分

⑦市営住宅駐車場使用料11月分

⑧放課後児童会負担金11月分

【12月10日(金)納期限】

⑨市・県民税(給与特別徴収分) 11月分

問①④、⑨納税支援課  
(☎017-734-5209)

⑤子育て支援課  
(☎017-734-5330)  
⑥・⑦住宅まちづくり課  
(☎017-734-5572)  
⑧子育て支援課  
(☎017-734-5348)

#### ●新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の支払いが困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が減少した等の事情により、市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料のお支払いが納期限までに困難な場合は、ご相談ください。

問納税支援課  
(☎017-734-5209)

浪岡振興部納税支援課  
(☎0172-62-1141)

#### ●市税等の納付は 便利な口座振替で

一度お申込みいただければ、指定の口座から市税等を自動的に振替納付。便利で納め忘れない口座振替をぜひご利用ください。

●対象税目等▼市・県民税(普通徴収分)/固定資産税/軽自動車税(種別割)/国民健康保険税(普通徴収分)/後期高齢者医療保険料(普通徴収分)/介護保険料(普通徴収分)※第1号被保険者に関するもの/児童保育負担金(保育料)/母子父子寡婦福祉資金償還金/放課後児童会負担金/市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料/霊園管理料

#### 一定面積以上の 土地取引をしたかたへ

一定の面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法第23条1項により、契約日から2週間以内の届出が義務付けられています。

#### 【届出が必要な面積】

市街化区域	2,000㎡以上
市街化調整区域	5,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上

#### 【提出場所】

用地課(本庁舎3階)  
問用地課  
(☎017-752-8629)

●引き落とし日▼納期限日が引き落とし日になります  
●申込みに必要なもの▼納税(納入)通知書/預貯金通帳/通帳印  
●申込先▼県内の主な金融機関へ。県外については、納税支援課(☎017-734-5220)までお問合せください。